

発議第3号

令和8年3月24日

木津川市議会

議長 柴田 はすみ 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会

委員長 宮嶋 良造

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

オンラインの方法による委員会開催について適正な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（委員会の開会方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	

<p><u>4</u> <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	
<p>(委員長及び委員の除斥)</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p><u>2</u> <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>	
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第25条 (略)</p>	<p>第25条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3</u> <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>	
<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>
<p><u>2</u> <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>	
<p>(参考人)</p>	<p>(参考人)</p>
<p>第29条 (略)</p>	<p>第29条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3</u> <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>	
<p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p>

この条例は、公布の日から施行する。